

福島市協働のまちづくり推進指針改訂についての提言



平成20年12月20日

ふくしま協働のまちづくり市民会議
<呼称：協働ネクスト会議>

提言にあたって

福島市は、平成14年12月26日に「福島市協働のまちづくり推進指針」（以下、「指針」という）を策定し、これまで指針に掲げられた三つの柱「情報の共有化」「人財育成」「協働の取り組みへの支援」に沿って様々な事業に取り組んできました。しかし、指針策定以降、地域をめぐる状況は加速度的に変化し、市民各層・各団体と行政との協働はますます重要となっています。

わたしたちは、そうした社会状況の変化に対応し、よりよいまちづくりと、よりよい社会的サービス提供の実現をめざして、ここに指針改訂についての提言を作成しました。

今回、この提言をまとめるにあたっては、計8回にわたる全体会議と、市職員6名の方々の参加を得て計6回のワークショップを開催するとともに、別途三つの分科会を設置し延べ9回の分科会をおこないました。

この提言が、市民と行政がより一層協働への理解を深め、そしてその取り組みの実践につながるよう強く期待します。

最後に、会議の進め方や提言作成について適切なアドバイスをいただきました福島大学人文社会学群人間発達文化学類准教授の牧田 実先生と、福島情報ステーション所長の齋藤美佐さんに感謝申し上げます。ありがとうございました。

ふくしま協働のまちづくり市民会議<呼称：協働ネクスト会議>

議長 穴戸 壽一

副議長 八島 厚子

【 目 次 】

第1章 福島市における協働の“現在(いま)”	<指針改訂の背景>	1
1. 福島市における「協働のまちづくり」のこれまでの取り組み		
2. 指針改訂の背景		
3. 指針改訂のねらい		
第2章 こんな“まち”にしたい、だから協働	<理念と目的>	6
1. めざすべき将来都市像		
2. こんな“まち”にしたい、だから協働		
~ 次世代に誇れる、郷土愛に満ちたふくしまとするために ~		
第3章 協働・連携・まちづくり	<定 義>	7
1. まちづくりとは		
2. パートナーシップと連携・協働		
3. 協働のまちづくりと「新しい公共性」		
第4章 協働の担い手	<主 体>	8
1. 市 民		
(1) 地縁型組織		
(2) テーマ型組織		
(3) 個人としての市民		
(4) 企 業(事業者等)		
(5) 大学等教育機関		
2. 行 政		
第5章 協働のところがまえ	<態度と役割>	10
1. 市 民		
(1) 地縁型組織		
(2) テーマ型組織		
(3) 個人としての市民		
(4) 企 業(事業者等)		
(5) 大学等教育機関		
2. 行 政		
第6章 協働のルール	<基本原則>	13
1. 自律の原則		
2. 対等の原則		
3. 補完の原則		
第7章 協働をさらに推進するために	<基本方針・基本施策>	14
1. 協働を支える日常的な仕組みを整える		
2. 市民に身近で生きた情報の共有化		
3. パートナーとして互いを理解し、行動しようとする「人財」の発掘と育成		

1. 福島市における「協働のまちづくり」のこれまでの取り組み

(1) 「福島市協働のまちづくり推進指針」の策定の経緯

福島市は、平成14年12月26日に「福島市協働のまちづくり推進指針」（以下、「指針」という）を策定し、協働のまちづくりの理念や心構え、推進策の枠組みなどの基本的な考え方を示しました。

協働のまちづくりの必要性については、指針の第1章でつぎの4点を指摘しています。

社会経済構造の変化に対応した新たな行政システムが必要であること

市民満足度の高いまちづくりのため、市民と行政と一緒に考え決定していくことが重要であること

市民ニーズの多様化への対応は行政だけでは限界があること

「まちづくりに参加したい、愛されるまちを創りたい、自分らしく生きたい」という市民意識の高揚がみられること

(2) 指針の構成

指針の構成は、つぎのとおりです。

第1章 「協働のまちづくり」の必要性

1. 「協働」とは

2. 「協働のまちづくり」の必要性

第2章 「協働のまちづくり」に対する福島市の現状

第3章 福島市の目指す「協働のまちづくり」

第4章 「協働のまちづくり」への意識改革

第5章 福島市の目指す「協働のまちづくり」を推進するために

1. 市民と行政の距離を縮める「情報の共有化」

2. パートナーとして互いに理解し認め合うことができる「人材育成」

3. みんなが参加したくなる「協働の取り組み」への支援

第6章 「協働のまちづくり」の評価

第7章 今後に向けた取り組み

1. 協働の普及・啓発

2. 継続的な「対話の場」づくり

3. 推進指針の見直し

(3) 指針にもとづくおもな取り組み

福島市では、指針の第5章に掲げられた三つの柱である「情報の共有化」「人材育成」「協働の取り組みへの支援」に沿って、おもにつぎのような事業に取り組んできました。

¹ 推進指針では、人は宝であるとの認識から、人材を「人材」と表記しています。

1) 情報の共有化

市のホームページに【協働のまちづくり市民電子会議室<e - ネットふくしま¹>】を開設し、時間や場所の制約を受けずに、市民同士の自由な意見交換や行政情報の提供・共有が図れるようにしました。また、【パブリック・コメント制度²】を導入し、条例や基本施策、計画等を策定する際に、市民にその内容をあらかじめ案として公表し、意見を募ることにしました。これは、市民の意見を十分考慮したうえで意思決定する仕組みであり、市民の意見に対する市の考えも明らかにしています。

2) 人財育成

【市民協働のまちづくり楽校(講座)³】を開催し、協働のまちづくりへの理解を広めるとともに、地域の諸課題に対し自主的・主体的に取り組むことができる人材の掘り起こしと能力の向上をめざしてきました。【ふくしま街づくり夢仕掛人塾⁴】では、商業、観光業、製造業、農業などの若手経営者・後継者等を対象に、魅力と活力ある地域づくりのリーダーとなる人材の育成を図ってきました。このほか、【市民活動サポートセンターによる様々な講座⁵】や協働に関する理解を深めるための【職員研修⁶】などが実施されてきました。

3) 協働の取り組みへの支援

公益的な市民活動を行う団体や個人の支援を目的として開設した【市民活動サポートセンターによる様々な支援】を行ってきました。また、【ふくしま協働のまちづくり事業<コラボ ふくしま⁸>】を立ち上げ、行政との協働により市民が主体的に行う公益性の高いまちづくり活動に対し、その経費の一部補助等を行い、市民と行政との「協働事業」の創出をめざしてきました。このほか、【市の各所管課における協働の取り組み⁹】などが実施されてきました。

2. 指針改訂の背景

(1) 現状への評価と課題

指針改訂への提言をまとめるために、公募と選任による市民委員18名により設置された「ふくしま協働のまちづくり市民会議」（平成20年5月24日設置。呼称は協働ネクスト会議。以下、「協働ネクスト会議」という）では、まず三つの柱に沿ってこれまでの取り組みについて検討することから始めました。

その作業で出されたおもな意見や評価などを、以下に整理します。

¹ 平成16年11月19日より開設。会議室数：計18テーマ、書き込み件数：計1,155件（平成19年末実績）

² 平成15年4月1日より実施。パブリックコメント実施案件数：計27件（平成19年度末実績）

³ 平成16年度より実施。これまでの受講者数：計68名（平成19年度末実績）

⁴ 平成17年度より実施。これまでの受講者数：計41名（平成19年度末実績）

⁵ 平成17年3月に市内早稲町に開設。市民活動に必要な様々なスキルアップ講座などを実施しています。

⁶ 平成17年度より実施。内部研修はもとより外部研修にも積極的に派遣しています。

これまでの受講割合：約20%（平成20年11月末現在）

⁷ 公益的市民活動に関する様々な相談対応や情報提供、交流支援、印刷機などの機材提供を行っています。

⁸ 平成16年度より実施。これまでの対象事業数：計33件（平成20年11月末現在）

⁹ 一例として、中心市街地の街路を花で飾る取り組みを駅前通り商店街振興組合等と市とで平成19年度より実施している「ふくしま花のまちづくり整備事業（担当：公園緑地課）」などがあります。

1) 情報の共有化について

- ・ 市民と行政をつなぐ情報の流れは、どうしても行政からの一方向的な流れになりやすく、また行政の提供する情報だけではおのずと限界もあります。
- ・ 市民と行政が情報を共有する仕組みや場が不足しています。
- ・ 情報の共有は、市民同士の顔の見える関係が基本となりますが、家族や近隣間のつながりが弱まっていることに加え、個人情報保護の意識が過度に強まっていることもあって、地域のコミュニケーション力が低下しています。口コミのような情報伝達力は弱まっていることを認識しなければなりません。
- ・ インターネットは便利なツールなので、これを積極的に活用する工夫が必要です。同時に、インターネットは特効薬ではないので、インターネットを利用しない市民へも情報を伝えることが重要です。

2) 人財育成について

- ・ 人財とは、現状を正しく認識し、これを改善していこうと考え行動する人のことであり、このような人たちが地域に大勢いることで、まちづくりは活発になります。
- ・ 人は、行動することで育ちます。これはという人を発掘・確保し、ともに考え、行動することが「人財育成」につながるのであり、そのためにはまず各種講座や研修会に気軽に参加できるような環境が必要です。
- ・ テーマ型組織では、次世代のリーダーや担い手をどう育てるのが課題です。
- ・ 地縁型組織のリーダーたちの意識と行動をどう変えていくのか、つまり、まちづくりを担う主体として必要な知識や技能をどう身につけてもらうのかも重要です。もちろん、次世代のリーダーや担い手をどう育てるのが大きな課題であることはいうまでもありません。
- ・ 協働に対する行政職員の理解もまだまだ十分とはいえません。

3) 協働の取り組みへの支援について

- ・ 「誰が」「誰に」「何を」支援することが必要なのか、という基本的なことが曖昧になっています。
- ・ 協働による取り組みには、イベントのような単発型、一定期間事業を展開するプロジェクト型、日常的な仕組みやシステムとして定着した制度型に分けられますが、最終的にはこのタイプを目標とすべきであり、そのための施策が必要です。
- ・ 協働を担う多様な主体を結びつけるコーディネーターの発掘と育成が急務の課題です。

なお、協働ネクスト会議の前身である「ふくしま協働のまちづくり市民推進会議¹」により、平成18年度にまとめられた「『協働のまちづくり』を更に推進するための提言書」の中でも、指針にもとづき実施された事業に関する総括や、市が市民活動団体との協働により実施した事業に対する検証が行われ、協働のまちづくりをさらに推進するための4つの提言と18の意見が市へ提出されています。²

¹ 公募等市民により構成され、平成15年度から平成18年度までの四年間設置されました。推進指針に基づく「コラボふくしま」や「e-ネットふくしま」<まちづくり楽校>等の事業には、市とともに企画段階から携わっていました。

² 平成19年5月23日福島市長へ提出されました。なお、内容は福島市ホームページに掲載されています。

(2) まちづくりと社会的サービスの課題

すでに述べたように、協働のまちづくりが必要となっている社会的背景については指針でも整理されていますが、地域と社会的サービスをめぐる状況はさらに加速度的に変化しており、市民各層・各団体と行政との協働はますます重要となっています。そうした社会状況の変化に対応するためにも、指針の改訂が求められています。

1) 地域社会と地縁型組織

地域社会は、これまで以上にさまざまな課題に直面しています。少子化の進展による人口減少時代¹への転換やそれともなう超高齢社会²の到来、経済基盤の弱体化による地域存立の危機、近隣関係の希薄化と相互扶助の弱まりなど、このままではコミュニティとしての機能が維持できなくなりつつあります。

こうした状況にあるからこそ、市民各層・各団体を主体とするまちづくりが求められています。そして、その担い手（主体）として町内会などの地縁型組織に対する期待が高まっています。

2) 社会的サービスとテーマ型組織

地域社会の変化は、これまで家族や地域が担ってきた役割を縮小させ、結果として社会的サービス³への需要を量的・質的に拡大させています。これまで社会的サービスの主たる提供者だった行政も、深刻な財政危機により機能の縮小を余儀なくされています。企業もまた社会的サービスの提供者となりえますが、営利が目的である以上、採算性を重視せざるをえません。こうして多様化・高度化した社会的サービスの多くは、行政によっても企業によっても供給されにくい現状にあります。

そこで、新しい社会的サービスの提供主体として注目されてきたのが、ボランティア・市民活動団体、NPOなどのテーマ型組織です。必要な社会的サービスが安定して供給されるためには、市民各層・各団体と行政との協働がどうしても必要なのです。

3. 指針改訂の目的

つぎに、協働ネクスト会議によって示された指針改訂にあたっての視点や目的を以下により整理します。

(1) 協働をさらに浸透させ、理解・認識を深めます。

福島市は、これまで指針にもとづいて協働のまちづくり推進に取り組んできました。その内容について一定の評価はできますが、まだまだ十分な成果を得るには至っていません。今後も協働をまちづくりの基本的な考え方に位置づけ、さらなる協働の深化に取り組むことが必要です。

(2) 指針の構成や内容を見直し、必要なことをわかりやすい言葉で、簡潔かつ明確に表現します。

協働を、個人も含め町内会やボランティア・市民活動団体、NPO法人、企業、大学等教育機関といった多様な市民全体に幅広く周知・浸透させ、理解・認識を深めてもらうためには、指針の構成や内容を見直し、必要なことをわかりやすい言葉で簡潔に表現することが必要です。

¹ 福島市では、平成15年以降生まれてくる子どもの数が少なくなる一方、市外へ転出する人が多くなっています。

² 福島市における65歳以上の人口割合(高齢化率)は年々増加傾向にあり、平成16年には20%を超えました。

³ 社会的サービスとは、住民の生活ニーズの充足及び福祉の向上にとって不可欠なサービスをいいます。

- (3) 協働は、めざすべき“まち”を実現するための手段であることを明確にします。
協働は、めざすべき“まち”を実現するための手段であって、それ自体が目的ではありません。市として、協働により実現したい都市像を明確に示すとともに、協働は手段であることを再確認することが必要です。
- (4) 町内会などの地縁型組織と大学等教育機関を、協働の担い手（主体）として位置づけます。
指針にもとづくこれまでの取り組みは、ボランティア・市民活動団体、NPOといったテーマ型組織と行政との協働がほとんどでした。
しかし、社会の状況が急激に変化している今、町内会などの地縁型組織が地域のまちづくりの中心となるべきであるとの認識を促すとともに、協働の担い手（主体）としてきちんと位置づけることが必要です。
また、大学などの教育機関は、多くの人材と知識・情報を持つ専門機関であるとともに、次代のまちづくりを担う人材を育てる教育の場でもあり、協働においてもその役割が大きく期待されます。
- (5) ボランティア・市民活動団体、NPOなどのテーマ型組織をさらに支援します。
テーマ型組織が、これまで以上に協働の担い手（主体）として活動するためには、専門性をさらに高めるとともに、組織と財政の基盤をより強固なものとしなければなりません。そのために必要な支援策を明確にすることが必要です。
- (6) 協働に対する行政職員の理解・認識を深めるとともに、協働に関わる施策を体系化し、その実施に積極的に取り組みます。
行政職員の意識改革を図るとともに、協働をさらに推進するための施策を体系的にまとめ、その実施に積極的に取り組むことが必要です。

第2章 こんな“まち”にしたい、だから協働 <理念と目的>

1. めざすべき将来都市像

福島市は、市の将来を展望し、総合的で計画的なまちづくりの指針とするため「福島市総合計画ふくしまヒューマンプラン21基本構想」を平成12年6月に策定しました。

この構想は、平成22年度を目標年次に定め、まちづくりの基本的な考え方や施策のあらましを示したのですが、そのなかで福島市のめざすべき将来都市像をつぎのように設定しています。

「しのぶの里に自然と人情が織りなす 人間尊重都市 ふくしま¹」

～福島市総合計画ふくしまヒューマンプラン21基本構想「将来都市像」より～

2. こんな“まち”にしたい、だから協働

この将来都市像にも示されているように、福島市は人情味にあふれ、豊かな自然に恵まれたまちです。自然と人間の知恵が織りなすことで育まれてきた文化や歴史は、私たちの日々の生活のなかに“思いやり”や“気づかい”として息づき、人に優しく、暮らしやすいまちでもあります。

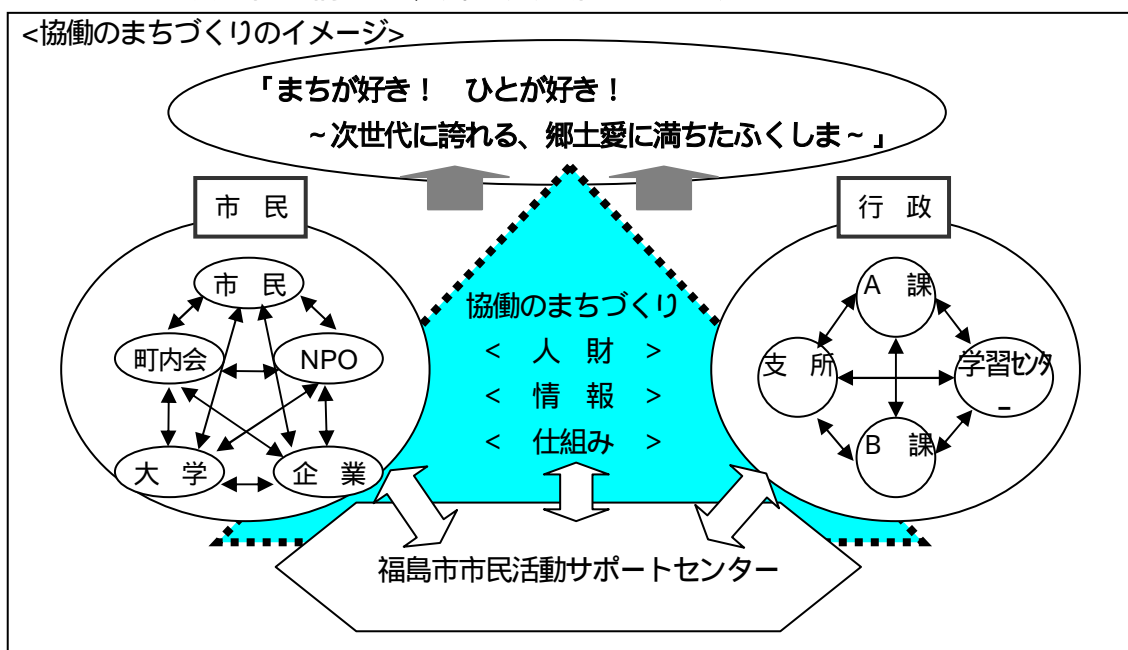
しかし、今日の社会変化のなかで、そうした福島市のよさを将来にわたって保ちつづけるためには、私たち市民一人ひとりの努力が必要です。

私たちのまちをもっと住みやすく、安心して暮らせる場所とするため、そして子どもたちやその次の世代に誇れる郷土愛に満ちたまちとするためには、みんなが一緒になってまちづくりについて考え、行動すること、つまり市民と行政との協働が欠かせません。

以上のことから、協働によってめざすべき福島市の“まち”の姿をつぎのように描き、新しい指針の理念とします。

「まちが好き！ひとが好き！

～次世代に誇れる、郷土愛に満ちたふくしまとするために～」



¹ 平成23年度以降を目標年次とする新しい構想が策定された際は、新たな将来都市像が設定されます。

第3章 協働・連携・まちづくり <定義>

1. まちづくりとは

まちづくりとは、「地域で暮らすうえで、誰にとっても必要な共通の生活の条件（生活基盤）を維持し、よりよくしていこうという営み=行動」です。

社会の大きな変化のなかで、自分たちの地域の現状をみつめ、将来のあるべき姿を考え、道路や公園、公共施設、環境などのハード面のみならず、歴史や文化、人と人との関係や相互扶助の仕組みなどソフト面まで含みこんだ全般的な生活の条件（生活基盤）をよりよいものにしていく活動がまちづくりです。

それぞれの地域の特性をいかし、発展させるためには、市民各層・各団体相互の連携、そして市民各層・各団体と行政との協働が欠かせません。

2. パートナーシップと連携・協働

パートナーシップとは、「異なる主体が、対等の立場で、相互の理解・尊重のもと、ある問題・課題に対する認識と目的を共有し、一定期間、協力して取り組むこと」です。

本指針では、地縁型組織やテーマ型組織など市民各層・各団体相互のパートナーシップを「連携」と呼び、市民各層・各団体と行政とのパートナーシップを「協働」と呼ぶことにします。¹

したがって、本指針でいう「協働」とは市民と行政とのパートナーシップであり、本指針は市民と行政との協働を推進するための基本原則や方針を定めるものとします。

3. 協働のまちづくりと「新しい公共性」

まちづくりと協働をこのように定義すると、協働のまちづくりとは「よりよいまちづくりと、よりよい社会的サービスの提供を目的として、市民と行政が対等の立場で、相互の理解・尊重のもと、ある問題・課題に対する認識を共有し、一定期間、協力して取り組むこと」ということになります。

これまでの日本の社会では、まちづくりや社会的サービスの供給はもっぱら国や自治体などの行政が担うものとされ、行政のすることがそのまま「公共の福祉」や「公共サービス」であると考えられてきました。そこでは、市民は受け身の存在、極端にいえばたんなる受益者にすぎませんでした。

しかし、すでにみてきたような近年の大きな社会変化は、行政の役割を縮小するとともに、市民の主体的な力量を高め、両者の重なり合う領域を広げてきました。そして、いまやよりよいまちづくりとよりよい社会的サービス提供のためには、両者の協働が欠かせない段階に入ってきました。

協働とは、まちづくりと社会的サービスの充実というあらゆる市民に関わることに、市民と行政が対等の立場で、協力して取り組んでいくということです。そのためには、市民と行政がともに新しい社会的ルール（行為の規範）をつくりあげることが必要であり、それはつまり私たちの社会に「新しい公共性」を築くことにほかなりません。

¹ 国や都道府県、市町村などの行政機関相互、及び行政機関内各部署の協力関係も「連携」と呼ぶこととします。

第4章 協働の担い手 <主 体>

協働の担い手（主体）は、市民と行政です。このうち市民は大きく5つに分類できます。

1. 市 民

- (1) 地縁型組織： 町内会、婦人会、老人会、青年団、消防団、PTA、子ども会（育成会）など
一定の地域に住むことで生まれる地縁にもとづき組織され、地域に根ざした活動を行う組織です。地域に密着し、ハード・ソフト両面にわたる共通の生活の条件（生活基盤）を共同で管理することにより、地域生活を支えるという大切な役割を担ってきました。
個人や家族では必ずしも充足できない地域生活のニーズに対応するという意味では、行政の役割と重なる領域も多く、これまでも多くの部分で行政と協働してきたといえます。
- (2) テーマ型組織： ボランティア・市民活動団体、NPO、NPO法人など
ある特定の目的（テーマ）にもとづいて組織され、必ずしも地域にはとらわれず、福祉や教育、文化、環境、まちづくりなど、それぞれが得意とする分野において専門的な活動を展開しています。
テーマ型組織は、さまざまな社会的サービスの提供を目的とする点で行政の役割と共通する部分は大きいといえますが、公平性を原則とする行政に対し、先駆性や多様性といった特徴をもっています。また、行政に対する新しい政策の提言を行うこともテーマ型組織の大切な役割です。
- (3) 個人としての市民
市内に居住し、または通勤・通学している市民一人ひとりです。
多くの市民は、地縁型組織やテーマ型組織、企業（事業者等）などの一員であり、同時に複数の組織に属している場合もあります。しかし、特定組織のメンバーとしてだけでなく、個人の立場で、自分の意思で、まちづくりや行政との協働に取り組むことも重要です。
- (4) 企業（事業者等）
営利を目的とし、生産や販売、各種サービスの提供などの事業を行う組織ですが、近年は社会の一員としての責任を果たすという意味から、社会貢献活動にも力を入れることが重視されるようになってきています。
多くの企業（事業者等）には、専門的な知識や技能、人材、資金など優れた社会的資源が蓄積されており、行政と協働し社会に貢献する領域は大きいといえます。
- (5) 大学等教育機関： 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、高等学校など
大学などの教育機関は、高度な学術研究と人材育成の役割を担うとともに、近年はその社会的使命のひとつとして地域貢献にも積極的に取り組むようになってきました。
教育機関には、多くの分野にまたがって、まちづくりを専門的な立場から支援できる専門家がいます。また、リカレント教育¹の推進や社会人の積極的な受け入れなど、開かれた学校づくりが進められており、まちづくりの人材養成という点でも、行政と協働できる領域はひろがっています。また、高等学校も地域と積極的に関わることで、次代を担う若者たちへの教育効果を高めるとともに、まちづくりに大いに貢献することができます。

¹ 社会人が、新たな知識・技術を習得するために必要とする高度で専門的な教育を生涯に渡り繰り返し学習すること。

2. 行 政

行政は、公平性と公正性の原則にもとづき、まちづくりの実践や社会的サービスの提供をもっぱらの任務とする専門機関です。社会の変化や財政危機のもとにあっても、将来にわたってその役割が失われることはありません。

しかし、これまでみてきたように、行政が公共性を独占する時代は終わろうとしており、市民が望むよりよいまちづくりと、よりよいサービスを実現するためには、市民各層・各団体との協働が必要です。この意味で、行政もまた「新しい公共性」の担い手（主体）です。

第5章 協働のところがまえ <態度と役割>

「次世代に誇れる、郷土愛に満ちたふくしま」を実現するためには、市民と行政が協働し、それぞれの主体が単独では実現できないまちづくりやサービス水準の維持・向上を、いわば相乗効果により生み出す必要があります。

協働にあたっては、それぞれの担い手（主体）が、それぞれの立場や持ち味を活かして取り組むこと、そしてまず自分の足場を確認し、そこから一步ふみだすことが大切です。

これを前提に、担い手（主体）ごとに協働にあたっての望ましい態度やところがまを、以下にまとめました。

1. 市民

- (1) 地縁型組織： 地域の共同管理と相互扶助の組織として、住民のニーズを把握するとともに、必要に応じて行政と協働しながら、まちづくりに関わる合意形成と実践に取り組めます。

地域自治の主体として自覚と誇りをもつ

自分たちの地域の問題や課題については、自分たちで考え、意思決定することを基本とし、地域自治の主体としての自覚と誇りを持ちます。

地域における合意形成を図るとともに、実践的な活動を展開する

住民や関係団体の意見を取りまとめながら地域での合意形成を図るとともに、積極的に地域活動を展開します。

地域の相互扶助を担う

福祉や教育、子育てなどに関わり、地域で何らかの助けを必要としている住民を見守り、支援することに努めます。

地域への効果的な情報提供を行う

地域全体への効果的な情報提供を行い、まちづくりへの住民の積極的な参加を促します。

行政や市民各層・各団体との協働・連携を深める

これらを実現するため、必要あるいは効果的と判断されるときは、行政や市民各層・各団体との協働・連携にすすんで取り組みます。

- (2) テーマ型組織： それぞれの使命やニーズにもとづいた公益的な活動を展開するとともに、組織同士の連携や、行政との協働に意識して取り組みます。

専門性を活かした活動を展開する

現代の社会に必要な不可欠な社会的サービスの担い手として自覚と誇りを持ち、よりよい市民生活の実現のため、それぞれの専門性を活かして取り組みます。

行政や市民各層・各団体との協働・連携を深める

自分たちの使命の実現と社会的サービスの充実にとって、必要あるいは効果的と判断されるときは、行政や市民各層・各団体との協働・連携にすすんで取り組みます。

- (3) 個人としての市民： まちづくりの主体としての自覚をもち、活動に積極的に参加します。

まちづくりの主体としての自覚をもち

自分たちの生活の条件をよりよいものとするのがまちづくりであるとの認識をもち、市民の一人ひとりがまちづくりの主役であり、担い手であるという自覚を深めます。

まちづくりに積極的に関わる

行政や市民各層・各団体と協働・連携する機会をとらえ、それぞれの立場や意見を活かしながら、行事・活動、研修・講座、会議・審議会などに積極的に参加します。

- (4) 企業（事業者等）： まちづくりに関わることは、社会貢献活動の一環であることを自覚するとともに、優れた社会資源と地域振興の視点をもった市民の一員としてまちづくりに取り組みます。

まちづくりに関わることは、社会貢献活動の一環であることを自覚する

まちづくりに関わることは社会貢献活動の一環であり、地域社会の一員として責任を果たすことであることを自覚します。

優れた社会資源を活かして、行政や市民各層・各団体との協働・連携を深める

行政や市民各層・各団体に対し、専門的知識・技術、人材、資金など持っている社会資源を可能な範囲で提供し、まちづくりに積極的に関わります。

- (5) 大学等教育機関： 地域貢献の一環として、専門性の高い人材や知識・情報を活かしたまちづくりに取り組むとともに、将来の協働の担い手（主体）の育成に努めます。

まちづくりに関わることは、社会的責任を果たす重要な実践であることを自覚する

まちづくりに関わることは、地域社会に根づいた教育機関の地域貢献活動の一環であり、社会的責任を果たす実践であることを自覚します。

専門性を活かした支援を行い、行政や市民各層・各団体との協働・連携を深める

行政や市民各層・各団体に対し、専門性の高い人材や知識・情報などを最大限提供し、まちづくりに積極的に関わります。

2. 行政

- ： 職員の意識改革を図り、協働をさらに広げていくための仕組みや制度を整えるとともに、協働の担い手（主体）それぞれに対し、きっかけづくりや情報の収集・提供、コーディネートなどの働きかけを行います。

協働を進める新しい制度や仕組みへの転換を図る

市民各層・各団体との協働は、行政の基本的使命であるまちづくりと社会的サービスの充実にとって必要不可欠な手段であることを認識し、その市民側の担い手（主体）である地縁型組織やテーマ型組織、企業（事業者等）、大学等教育機関を対等なパートナーに位置づけるなど、協働を進めるための新しい制度や仕組みへの大胆な転換を図ります。

職員の意識改革を図る

パートナーとなる地縁型組織やテーマ型組織、企業(事業者等)、大学等教育機関の特性や役割について理解を深めるとともに、協働の意義と重要性を正しく認識し、遅滞なく実践に取り組めるよう職員の意識改革を徹底して行います。

組織内の連携を深める

市民各層・各団体との協働によって実施される事業や活動のテーマ・領域は幅広く、かつ多様であり複数の部署にまたがることも多いので、部署の壁を超えた連携を日常のものとして徹底します。

行政情報の公開と発信をさらに強力に進める

協働の前提となる行政情報の公開を徹底し、市民にとって身近でわかりやすい情報の発信に務めます。

第6章 協働のルール <基本原則>

協働は、市民と行政という異なる主体の協力関係によって成り立つものです。したがって、協働の取り組みを実際に行うにあたっては、両者の関係を円滑に保ち、十分な成果が得られるよう基本的な約束ごとが必要です。

ここでは、それらを3つの原則にまとめました。市民も行政も、これを協働の実践の基本原則（ルール）として十分に認識しておかなければなりません。

1. 自律の原則

協働の担い手（主体）である市民各層・各団体：地縁型組織、テーマ型組織、企業(事業者等)、大学等教育機関と行政は、それぞれが独立した存在（組織）であり、それぞれの活動や運営を自己決定できるという意味で相互に自律した関係にあります。協働するかどうかは、問題意識と目的に照らしてそれぞれが独自に意思決定することであり、協働はあくまでも自発性にもとづいて行われるべきものです。

一方が、他方の強制あるいは拒否しがたい誘導によって協力関係がつけられたとしても、それは本指針で定義する協働とはいえません。

2. 対等の原則

市民各層・各団体と行政は、互いに対等の関係にあります。これをイコール・パートナーシップといいます。たとえ組織力や資金力に大きな差があったとしても、それは協働の実践において問題ではありません。両者は、協働の目的と方法について対等の発言力をもっており、ともに主張すべきことは主張し、妥協すべきことは妥協しながら、協働という手段で事業を担っていく対等のパートナーです。

もし、両者の間に直接・間接の上下関係があり、一方が他方の支配を受けたり、一方が他方に対して物言えぬ状況にあたりする場合は協働とはいえません。

3. 補完の原則

市民各層・各団体と行政には、人、資金、専門知識、情報、ノウハウ、ネットワークなどの点で、それぞれの特性と持ち味があり、また互いに不得手な部分もあります。たとえ高度な専門性を備えていても、市民側は往々にして資金が不足していますし、公平性を原則とする行政は得てして小回りがききません。協働は、お互いの長所を生かし、短所を補い合うことによって、それぞれの主体が単独では実現できないまちづくりやサービス水準の維持・向上を実現することに意味があります。

協働の実践は、相手の特性を正しく理解し、お互いの違いを尊重し補い合うことから始まります。

第7章 協働をさらに推進するために <基本方針・基本施策>

市民と行政との協働を今後さらに推進するためには、「協働を支える仕組みの整備」を基礎として、引き続き「情報の共有化」と「人『財』の発掘・育成」に力を注ぐことが重要です。

1. 協働を支える日常的な仕組みを整える

市民と行政との協働の取り組みをさらに進め、定着させるためには、協働を支える日常的な仕組みや制度を整えることが必要です。

行政は、協働の担い手（主体）である市民各層・各団体それぞれの実情をふまえた支援を行うとともに、さまざまな協働の取り組みに柔軟に対応できるよう、庁内各部署や各行政機関の壁を超えた連携の体制をつくらなければなりません。そして、協働の取り組みを「企画・計画 - 事業実施 - 維持・管理 - 評価・改善」そして「新たな企画・計画」へとつなげる循環的な仕組みとすることが必要です。

そのため、以下の3点に重点的に取り組みます。

【基本方針】

- (1) 行政は、協働の担い手（主体）である市民各層・各団体を支援します。
- (2) 行政は、さまざまな協働の取り組みに対応できる連携の体制をつくります。
- (3) 行政は、協働の取り組みを評価し、その成果を循環的に活かす仕組みを整えます。

【具体的施策】

- (1) 協働の担い手（主体）である市民各層・各団体への支援
- (2) 市民活動サポートセンターの機能拡充
- (3) 市民活動サポートセンターと各支所・学習センターを拠点とした協働のネットワーク構築
- (4) 先駆的な協働の取り組みを支える「協働基金（パートナーシップ・ファンド）」（仮称）の設置
- (5) 庁内横断的・機関横断的な連携体制の構築
- (6) 協働の取り組みを評価し、その成果を改善につなげる仕組みの整備

2. 市民に身近で生きた情報の共有化

「情報の共有化」の基本は、協働の担い手（主体）が“つながりを大切に伝え合う”ことです。

「情報の共有化」を進めることで、協働の担い手（主体）それぞれが伝えたい、知りたい情報を、身近なところからわかりやすく発信することができます。また、情報の大切さを理解し、伝え方をよく考え工夫することで、市民一人ひとりの声と思いがわかりあえるまちづくりを持続させることができます。

すべての人々にとって、暮らしやすいまちをともに考える“新しい福島スタイル”をめざします。

そのため、以下の6点に重点的に取り組みます。

【基本方針】

- (1) 協働の担い手（主体）であることを自覚し、相手に伝える手段と内容を工夫します。
- (2) 人ととどく魅力的な情報を発信し、地域や分野を超えてつながりを広げ、深めていきます。

- (3) 「情報の共有化」の成果を振り返り、その成果を次の活動に活かします。
- (4) 協働の担い手（主体）として情報に強く関心を持ち、情報を積極的に活用することでまちづくりへの取り組みを促進します。
- (5) 協働の担い手（主体）は、情報を有効に活用し、お互いの立場を理解します。
- (6) 協働の担い手（主体）は、相互のつながりを大切にして、身近なところで生きた情報を伝えあいます。

【具体的施策】

- (1) 市民と行政をつなぐ窓口（機能）の整備と、身近なところで必要な情報が必要な時に得られる環境づくり
 - 1) 市民情報室のさらなる充実
 - 2) 市民と行政との情報の共有をマネジメントする主体として、市民活動サポートセンターを位置づけ、その情報の受発信・支援機能を拡充する
 - 3) 情報を伝えあうことができるコーディネーターを地域単位に配置する
- (2) すべての人が情報を得られるようなあらゆる媒体の多面的活用と展開
 - 1) インターネットの有効活用
 - 市ホームページの充実
 - 行政用語をわかりやすくする辞書機能の設置
 - インターネット環境のハード面での整備
 - 2) 市政だよりの有効活用
 - 3) 民間情報誌への行政情報の掲載
- (3) 各種審議会等の委員公募の拡大と、より応募しやすい制度への改善
- (4) まちづくりや情報の共有に先進的に取り組んでいる団体をモデルとして紹介する

3. パートナーとして互いを理解し、行動しようとする「人財」の発掘と育成

まちには、豊かな知識や経験をもつ人が多く、それぞれが地域や団体・企業など、さまざまな場で活躍しています。しかし、近年は個人としての趣味や生涯学習、生活の充実に努めようとする傾向が強くなり、公益的活動に積極的に参加しようとする人は限られてしまっています。

とはいえ、福島市にはまだまだ有能な人材が数多く埋もれています。「人財」を育成するためには、世代や性別や国籍を問わず、まずやる気のある人を発掘し、つぎにまちづくりに取り組むための知識や技能、経験を身につけるための機会や環境を整備する必要があります。

そのために、以下の4点に重点的に取り組みます。

【基本方針】

- (1) それぞれの地域特性や課題を理解したやる気のある「人財」を発掘し、その活動の場を拡充します。
- (2) 協働のコーディネーターを育成し、彼らが十分に活躍できる環境づくりに努めます。
- (3) 地縁型組織、テーマ型組織、企業、大学等教育機関と行政との協働により、地域に愛着と誇りをもつリーダーを育成します。
- (4) 地域における協働のまちづくり推進の役割を支所・学習センターにも持たせ、まちづくりへの参加意識の醸成に取り組みます。

【具体的施策】

- (1) 地縁型組織に対する協働のまちづくり研修会の実施
- (2) 各支所・学習センターにおける協働出前講座の実施
- (3) 協働をコーディネートできる人材の育成
- (4) 行政職員に対する研修の強化
- (5) 協働のまちづくりに関する経験や知識・技術をもった人材の登録制度の創設と活用
- (6) 各支所・学習センターへ協働に関する窓口を設置
- (7) 協働に関するハンドブック（概要版）の作成と配布

・ ・ ・ ・ ・ 資 料 ・ ・ ・ ・ ・

提言作成の経過	17
ふくしま協働のまちづくり市民会議<協働ネクスト会議>委員名簿	18
ふくしま協働のまちづくり市民会議<協働ネクスト会議>設置要綱	19

提 言 作 成 の 経 過

ふくしま協働のまちづくり市民会議<呼称：協働ネクスト会議>

	日 時	内 容
	5月24日(土)	第1回会議&ワークショップ(WS) 主な内容/ 市長より委嘱状交付、講義「協働って何だろう？」 他
	6月21日(土)	第2回会議&ワークショップ(WS) 主な内容/ 「情報の共有化」の現状、課題、解決策の検討 他
	7月12日(土)	第3回会議&ワークショップ(WS) 主な内容/ 「人財育成」の現状、課題、解決策の検討 他
	8月 2日(土)	第4回会議&ワークショップ(WS) 主な内容/ 「協働の取り組みへの支援」の現状、課題、解決策の検討 他
	9月13日(土)	第5回会議&ワークショップ(WS) 主な内容/ 提言の大枠(フレーム)の検討、三つの柱毎に分科会設置 他
	10月11日(土)	第6回会議&ワークショップ(WS) 主な内容/ 各分科会からの中間報告、提言に盛り込むべき内容抽出 他
	11月15日(土)	第7回会議 主な内容/ 各分科会の最終報告、指針改訂に対する提言(素案)の検討 他
	12月13日(土)	第8回会議 主な内容/ 指針改訂に対する提言の決定 他
	12月20日(土)	第9回会議 主な内容/ 市長へ指針改訂に対する提言書の提出及び懇談

全体会議&ワークショップのほかに、3つの分科会を設置しそれぞれ検討作業を行った。

「情報の共有化」分科会(計4回実施)

9 / 27(土)

10 / 4(土)

10 / 23(木)

11 / 20(木)

「人財育成」分科会(計3回実施)

9 / 28(日)

10 / 11(土)

11 / 1(土)

「協働の取り組みへの支援」分科会(計2回実施)

9 / 27(土)

11 / 8(土)

ふくしま協働のまちづくり市民会議<協働ネクスト会議>委員名簿

委 員 《 任 期 : 2008 . 05 . 24 ~ 2009 . 3 . 31 (予 定) 》 順不同

氏 名	職 業	住 所	備 考
あかま ひろし 赤 間 宏	無 職	南矢野目	
あんざい てつお 安 斎 鉄 夫	自 営 業	飯坂町	
えんどう よしえ 遠 藤 喜 恵	無 職	渡 利	
かまだ ゆか 鎌 田 有 香	学 生	金谷川	
さいとう のりこ 齋 藤 徳 子	団 体 職 員	飯野町明治	
ささき こうき 佐々木 恒 貴	学 生	金谷川	
ししど ひさかず 穴 戸 壽 一	無 職	黒 岩	
たきなみ ともこ 瀧 浪 智 子	無 職	瀬上町	
ちゅうばち ひろゆき 中 鉢 博 之	NPO法人理事	八木田	
とみた ふさこ 富 田 房 子	無 職	上名倉	
ながさわ とくこ 長 澤 徳 子	無 職	飯坂町中野	
ながさわ ようすけ 長 澤 洋 輔	会 社 員	松木町	
なかむら ひろお 中 村 紘 夫	無 職	御 山	
にいた やすのり 新井田 泰 徳	団 体 職 員	飯坂町	
はしもと まさお 橋 本 正 男	団 体 役 員	荒 井	
もりた みわこ 森 田 美和子	団 体 事 務 局	松浪町	
やしま あつこ 八 島 厚 子	主 婦	吉 倉	
わたなべ さとる 渡 邊 徳	無 職	森 合	

アドバイザー（市総合企画アドバイザー）

牧 田 実（まきたみのる） 福島大学人間発達文化学類准教授
齋 藤 美 佐（さいとうみさ） ふくしま情報ステーション所長

ふくしま協働のまちづくり市民会議<呼称：協働ネクスト会議>設置要綱

(趣 旨)

- 第1条 福島市協働のまちづくり推進指針(以下「推進指針」という。)の普及・推進にあたり、ふ
くしま協働のまちづくり市民会議(以下「協働ネクスト会議」という。)を設置する。
- 2 この要綱は、協働ネクスト会議の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

- 第2条 協働ネクスト会議は、福島市協働のまちづくり庁内推進委員会(以下「庁内委員会」という。)と共に、推進指針の普及・推進を図るため次の各号に掲げる事項を行う。
- (1) 推進指針の改訂に関すること
- (2) 市民との協働のまちづくりに関する事業の計画立案・実施・評価等に関すること。
- (3) 庁内委員会との意見交換等交流・連携を図ること。
- (4) その他、推進指針の普及・推進に資すること。

(委 員)

- 第3条 協働ネクスト会議は、委員30名以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 公募による市民代表
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体・企業等の推薦による者
- (4) 市長が必要と認める者
- 3 公募については、福島市附属機関等の委員公募実施要領に基づくものとする。

(顧 問)

- 第4条 活動全体に対する指導・助言を得るため、顧問を置くことができる。

(議長及び副議長)

- 第5条 推進会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 議長は、推進会議を代表し会務を総理する。
- 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

- 第6条 会議は、議長が招集する。
- 2 議長が必要と認めるときは、会議に関係者等を出席させ、その意見等を求めることができる。

(分科会)

- 第7条 議長が必要と認めるときは、所掌事項に関する企画立案・調査・検討等を行うため、協働ネ
クスト会議に分科会を設けることができる。
- 2 分科会の構成員は、議長の指名する委員及び第6条2項の関係者等で組織する。
- 3 分科会にはリーダーを置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 4 リーダーは、審議の経過及び結果を協働ネクスト会議に報告するものとする。
- 5 リーダーは、必要に応じ分科会の会議を開くことができる。

(庶務)

第8条 協働ネクスト会議の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協働ネクスト会議に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。
- 3 ふくしま協働のまちづくり市民推進会議設置要綱は廃止する。